

報告第13号

令和4年度一般財団法人大阪はびきの観光局の事業状況及び決算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和4年度一般財団法人大阪はびきの観光局の事業状況及び決算を、別紙のとおり報告する。

令和5年6月2日 提出

羽曳野市長 山入端 創

令和4年度

事業状況及び決算報告書

一般財団法人大阪はびきの観光局

一般財団法人 大阪はびきの観光局
令和4(2022)年度事業報告書

2023年4月



一般財団法人 大阪はびきの観光局 令和4(2022)年度事業報告書

2023年4月



大阪はびきの観光局

2022年9月30日付で設立した、一般財団法人大阪はびきの観光局(以下「観光局」という。)の、主たる事務所を古市駅前に新たに開設するとともに、観光局の今後の事業の方向性を示す「大阪はびきの観光プロジェクト Towards2025」を策定し、新たな羽曳野の観光事業をスタートさせた。

また、新型コロナウイルスへの対応が緩和され、各種イベントが再開される中、観光局としても積極的にイベントに参加・協力し、羽曳野市の知名度アップを図った。さらに、3月19日のオープニングイベントを通じて観光局の設立を広く発信するとともに、観光案内所機能と特産品の販売を行う「はびきのビジターセンター」を開設した。



1. 主たる事務所の移転

2023年9月30日付で設立した際には、羽曳野市役所本館2階生活環境部観光課執務室内に、法人の主たる事務所を設置していたが、2023年1月より羽曳野市の中核駅である近鉄南大阪線古市駅前に、法人の主たる事務所を移転し、合わせて事務所1階に来訪者の案内機能、並びに羽曳野市の特産品等のPRを行う施設として、「はびきのビジターセンター」を開設し、羽曳野市の観光推進の拠点づくりを行なった。

なお、「はびきのビジターセンター」では、世界文化遺産をPRするための古墳や埴輪グッズの他、市内の特産品の販売に加え、ワイナリーのワインやCHOYAの梅酒をはじめとする酒類の販売も開始した。



2. 事業計画の策定

(1) 「大阪はびきの観光プロジェクト Towards2025」

(計画期間:2023年4月~2026年3月)

2025年に開催される「大阪・関西万博」とそれに伴う来訪者の増加を見据え、アフターコロナにおける観光事業の在り方や、インバウンド等を視野に入れ、観光局の今後の事業の方向性を示す計画を策定した。

なお、計画では観光局は世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」や日本遺産「竹内街道」、ぶどうやイチジク、ワインや食肉など、地域の歴史資産や特産品等を活用し、地域経済の活性化に繋げることを目的に事業運営を行う。また、合わせて羽曳野市の知名度を向上させ、少しでも多くの観光客が羽曳野市に立ち寄っていただけるよう、メディアを戦略的に活用し羽曳野市の PR に努めるとともに、観光をとおした「地域の活性化」と「持続可能なまちの発展」に繋げるため、民間のノウハウを取り入れながら、より柔軟に、そして戦略的に観光施策の推進に取り組んでいくこととした。

(2) 大阪はびきの観光プロジェクト(実行計画) ⇒(仮称)「アクションプラン」

上記の大阪はびきの観光プロジェクトを推進するための具体的かつ中期的な事業計画となる(仮称)「アクションプラン」の策定については、2022年度から(公財)大阪観光局に依頼している来訪者の調査分析結果等を参考に、2023年度以降に策定し、年度ごとに目標設定を行い PDCA に基づく事業の進捗管理を行うこととした。

(3) 2023(令和5)年度事業計画

上記の観光プロジェクトを推進するため、2023(令和5)年度に取り組んでいくべき事業計画を策定した。

3. 組織体制の構築

法人を運営するために必要な人員を確保し、組織体制の構築を図った。また、合わせて羽曳野市観光課と観光局の今後の役割について協議を行った。

① 事務局体制の確保

法人設立に合わせ、2022年10月1日より、事務局長、事務局次長を含め3名の羽曳野市職員を出向職員として観光局(財団法人)に受け入れ、事務所の確保や理事会、評議員会の開催を含む法人の事業推進の準備を行った。さらに、2023年1月1日付で2名の羽曳野市職員を受け入れ観光局の運営体制の確保を図った。

② 「はびきのビジターセンター」の開設準備

観光案内、及び特産品等の展示販売を行う「はびきのビジターセンター」(以下「ビジターセンター」という。)を開設するため、各事業者と特産品の販売契約を結ぶとともに、ビジターセンターのスタッフの採用を行った。

4名のスタッフが、ローテーションにより2名体制で運営する。

◇場所 観光局事務所1階

営業時間 9時から17時

定休日 木曜(祝日を除く)、年末年始

◆特産品の販売《主な商品》

チョーヤ梅酒 飛鳥ワイン 河内ワイン 和菓子工房あん庵 ツヅミ食品(いちじくソース他) 大蔵印刷工業(はにわグッズ) 喜多八(かす入りうどん) 相生(おかき) はっぴいおかん(いちじくプリン他)

③ 理事会、及び評議員会の適正な運営

《理事5名 評議員4名 監事1名》

◇第1回理事会 (2022.12.14開催)

報告第1号 令和4年度事業計画、及び収支予算書

議案第1号 主たる事務所の変更

議案第2号 賛助会員の募集

議案第3号 評議員会の招集

○評議員会への付託案件

1. 新たな理事の選任

2. 役員、及び評議員の報酬等に関する規程について

3. 上記、1. 2. に関する定款等の変更

◇第2回理事会 ※決議の省略 (2023.1.23提案)

1) 業務執行理事の選定の件

2) 常勤の理事に対する報酬の額の決定について

3) 評議員会にて追加で定款変更が提案された件

◇第3回理事会 (2023.2.2開催)

「大阪はびきの観光プロジェクト(素案)」、及び「大阪はびきの観光局2023(令和5)年度事業計画書(素案)」についての意見交換会

◇第4回理事会（2023. 2. 16開催）

議案第1号 2023(令和5)年度事業計画書及び収支予算書について
議案第2号 「大阪はびきの観光プロジェクト」の策定について

◆第1回評議員会（2023. 1. 13開催）

議案第1号 新たな理事の選任
議案第2号 役員及び評議員の報酬等に関する規程について
議案第3号 定款の変更

◆第2回評議員会（2023. 2. 20開催）

報告第1号 2023(令和5)年度事業計画書及び収支予算書について
報告第2号 「大阪はびきの観光プロジェクト」の策定について

④ 業務執行理事の選任

2023年2月から民間のノウハウや人脈等を活かし観光局の機能強化を図るため(株)JTBより新たな理事を受け入れた。常勤の専務理事として観光局の業務を統括することにより、組織体制の強化が図られた。

4. 予算編成、適正な会計処理

2023年度の観光局の事業計画を推進するため必要な予算編成を行った。また、一般財団法人として適正な会計処理を行うために必要な経理システムを導入するとともに、経理業務を補助するためシルバー人材センターに人材の派遣を委託した。

5. オープニングイベント

観光局の設立を市内外に広く発信するとともに、来訪者の受け入れ、及び特産品等の販売PRを行う「はびきのビジターセンター」をオープンした。

日時:2023年3月19日(日)

《10時より式典を開始 15時まで》

場所:はびきのビジターセンター、
及び古市駅東広場



当日は、吉本芸人やダンス等によるイベント、市内外の飲食店ブース、ワイナリーやクラフトビール等の出店により、多くの来場者により賑わいを見せた。

◇来賓 41名

来場者数 約900名

「旅色」配布 約600名

ビジターセンター来客数 約100名



6. 公式ウェブサイトの作成

羽曳野市の観光PR、及び法人の情報発信を行うため、ウェブサイトを作成するとともに、サイトと連動した法人のPR冊子を作成した。

◇業務委託先:株式会社アビリブ

ウェブサイトアクセス数 5,258ビュー(3/17公開、3月末現在)

観光局PR冊子 1万冊

また、合わせてインスタグラム(フォロワー数 381人/3月末現在)やtwitter(フォロワー数 46人/3月末現在)等による情報発信を開始した。

7. 各種事業への参画

(1)スポーツツーリズム モデル事業

『JFA ファミリーフットサルフェスティバル』

*フットサルのFリーグ、プロの試合を羽曳野市で開催。

日時:2月26日(日) 12:00~

場所:羽曳野市立総合スポーツセンター「はびきのコロセアム」

第1部 シュライカー大阪 VS ボルクバレット北九州

第2部 フットサル教室

主催:(一社)大阪府サッカー協会 協力:大阪はびきの観光局

来場者数:約270名

観光事業と同様、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているスポーツイベントの活性化を通じて、来訪者の増加や地域の賑わいづくりに繋げるため、羽曳野市で開催されたフットサル大会に対し、イベントのPRや来場者へのプレゼント商品の提供などの協力を行った。



(2)『LIC カルチャーフェス』

*LIC はびきので実施されている各種教室や団体の活動を発表するとともに、熊本県、沖縄県、愛媛県の物産展とご当地キャラクターの出演するイベント。

日時:2月12日(日)
場所:LIC はびきの
主催:(株)みのりの里



観光局も出店し、ぶどうジュースの試飲や無花果ジャムの販売を行うとともに、羽曳野市のご当地キャラクター「つぶたん」の出演を行った。

※HIRO ダンスカンパニーに、つぶたんのアクターを依頼(2名)

(3)『四天王寺大学/公開シンポジウム』

*「地域住民とともに取り組む地域活性化」

基調講演 近畿大学総合社会学部 環境・まちづくり系専攻教授 久隆浩

日時:2月18日(土)13:00~15:30
場所:LIC はびきの ホールM
主催:四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部
羽曳野市・羽曳野市教育委員会

上記のシンポジウムに観光局理事長が出演し、話題提供・シンポジストとして、羽曳野市の観光振興と観光局の設立経過、観光を担う人材の発掘・育成について発表した。



(4)『南河内フルーツフェス』

*広域農道の新たな愛称「南河内フルーツロード」と大阪芸術大学の学生がデザインしたロゴマークをお披露目するイベント。



南河内フルーツロード

日時:3月4日(土)13:00~15:00
場所:てんしば(天王寺公園エントランスエリア)
主催:大阪府南河内農と緑の総合事務所地域政策室

共催:大阪府, 富田林市, 羽曳野市, 太子町,
河南町, 千早赤阪村, JA 大阪南

愛称とロゴマークのお披露目に合わせて、南河内地域のフルーツの産地を紹介するとともに特産品の販売が行われ、観光局もいちじくソースやいちじくジャム、ぶどうジュースなど特産品の販売を行った。



(5)『2023 ワールド・ベースボール・クラシック パブリックビューイング』

*メジャーリーグベースボール(MLB)や日本野球機構(NPB)などのプロ野球選手も含めた代表チームが世界一をかけて争う、世界野球ソフトボール連盟(WBSC)公認の世界選手権大会。

1次ラウンド(東京) 3月16日(木) LICはびきのアトリウム
準決勝(アメリカ) 3月21日(祝火) LICはびきのアトリウム
決勝(アメリカ) 3月22日(水) LICはびきのホールM

羽曳野市のスポーツ・観光大使であるダルビッシュ有投手の登板予定日に開催された市主催のパブリックビューイングにスティックバルーンの提供(1000セット)や、ダルビッシュグッズの配布、開催PR等の協力をした。



(6)『第12回堺音楽祭 第8回秋津島太鼓祭』

*市民が主体となって開催される音楽祭に、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」で繋がりのある羽曳野市として参加。

日時:3月26日(日)10:00~16:30

場所:大仙公園 催し広場

主催:秋津島太鼓

後援:堺市 (公財)大阪観光局 一般財団法人浅野太鼓文化研究所

スポンサーエリアに出店し、古市古墳群の缶バッチの製作体験やいちじくジャム、いちじくソースの販売、「旅色」の配布を行ったが、悪天候のため来場者は少なかった。

(7)『おおさかワインフェス 2023in 羽曳野』

大阪・関西のワイナリー生産者が集う年一度のお祭で、今回は会場を羽曳野に移し、4年ぶりに開催された。100年を超える老舗ワイナリーから、こだわりワイナリー、都心型ワイナリーまで大阪を代表するワイナリーに加えて関西の個性豊かな11社のワイナリーが勢ぞろいする関西最大のワインイベント。



日時:4月23日(日)11:00~16:00《開催予定》

場所:羽曳野市石川河川公園

主催:大阪ワイナリー協会 協力:大阪はびきの観光局 後援:羽曳野市

イベントの開催に向け、準備段階から実行委員会に参画し、近畿日本鉄道による会場最寄駅への停車列車の増便や、主要駅でのポスター掲示、チラシの配架等の協力を橋渡しするとともに、市広報紙による市内全戸へのPR等に協力した。また、合わせて観光局 HP やインスタ等で PR するとともに、前売りチケットの販売等に協力した。

(8)メディアミックス事業への協力

羽曳野市が実施する電子書籍「旅色」を活用したメディアミックス事業に協力し、各種イベントで冊子の配布を行い、羽曳野市の観光 PR と合わせて、法人の設立を広く発信した。



(9)『大阪・関西万博2025』に向け、共創パートナーへの登録を行った。



8. 賛助会員の募集

法人の目的に賛同し、法人の事業活動に協力していただける団体・個人の賛助会員を募集するため、理事会において必要な事項を定めるとともに、チラシを作成しオープニングイベント等において配布を行った。

9. 広域連携の充実及び産官学の連携

まずは、観光局の発足を広く知っていただくため、オープニングイベントに近隣市町や関係団体の方をお招きし、はびきのビジターセンターの開設と観光局の今後の事業展開について告知するとともに、隣接する藤井寺市や富田林市、松原市等の観光部局と今後の連携について協議を行った。



また、四天王寺大学(IBU)、大阪芸術大学、阪南大学、大阪公立大学など近隣大学の地域連携担当者等とも、今後の事業連携に向けた協議を行った。

合わせて、大阪府環境農林水産総合研究所と、「古墳酵母」を活用した食品開発や新たなぶどう品種の開発・PR等を通じて、羽曳野市の特産品の振興に協力・連携していくこととした。

令和 4 年度

決 算 報 告 書

第 1 期

自 令和 4 年 9 月 30 日

至 令和 5 年 3 月 31 日

一般財団法人 大阪はびきの観光局

大阪府羽曳野市古市一丁目 1 番 21 号

貸借対照表

令和05年03月31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	7,281,231		
未収金	1,978,397		
商品	148,580		
貯蔵品	258,500		
流動資産合計	9,666,708		
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	5,000,000		
(2) その他固定資産			
構築物	492,323		
車両	1,379,734		
建物附属設備	7,099,975		
ソフトウェア	3,900,165		
その他固定資産合計	12,872,197		
固定資産合計	17,872,197		
資産合計	27,538,905		
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	6,983,811		
預り金	138,210		
流動負債合計	7,122,021		
負債合計	7,122,021		
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	5,000,000		
基本財産	5,000,000		
(うち基本財産への充当額)	(5,000,000)		
2. 一般正味財産	15,416,884		
正味財産合計	20,416,884		
負債及び正味財産合計	27,538,905		

正味財産増減計算書

令和04年09月30日 から 令和05年03月31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	2,055,822		
物産品等販売事業収益	80,452		
受託業務事業収益	1,975,370		
受取補助金	31,058,890		
受取羽曳野市補助金	31,058,890		
受取観光情報発信事業補助金	5,100,000		
受取にぎわい創出関連事業補助金	2,000,000		
受取観光施設等管理事業補助金	10,500,000		
受取財団法人運営補助事業補助金	7,058,890		
受取事務所開設準備事業補助金	6,400,000		
雑収益	81,785		
受取利息	53		
雑収益	81,732		
経常収益計	33,196,497		
(2) 経常費用			
事業費	2,625,866		
商品仕入・外注費	80,011		
旅費交通費	1,000		
業務委託費	468,600		
消耗品費	597,859		
広告料	333,370		
出演料	567,000		
保険料	5,040		
諸謝金	235,702		
雑費	175,939		
減価償却費	150,675		
支払手数料	10,670		
管理費	15,127,147		
役員報酬	200,000		
会計年度任用職員給与手当	189,639		
法定福利費	7,343		
旅費交通費	105,730		
通信運搬費	105,169		
業務委託費	87,110		
消耗什器備品費	380,600		
消耗品費	1,351,648		

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
燃料費	5,013		
光熱水費	141,479		
賃借料	6,710,000		
リース料	648,615		
保険料	258,810		
雑費	16,282		
減価償却費	137,958		
租税公課	82,900		
支払手数料	1,126,595		
支払負担金	3,567,736		
支払寄付金	1,000		
図書購入費	3,520		
経常費用計	17,753,013		
当期経常増減額	15,443,484		
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0		
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0		
税引前当期一般正味財産増減額	15,443,484		
法人税、住民税及び事業税	26,600		
当期経常外増減額	0		
当期一般正味財産増減額	15,416,884		
一般正味財産期首残高	0		
一般正味財産期末残高	15,416,884		
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0		
指定正味財産期首残高	5,000,000		
指定正味財産期末残高	5,000,000		
III 正味財産期末残高	20,416,884		

財務諸表に対する注記

1.重要な会計方針

決算は、公益法人会計基準(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 令和2年5月15日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(1)棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び貯蔵品：最終仕入原価法

(2)固定資産の減価償却の方法

構築物：定額法

建物附属設備：定額法

ソフトウェア：定額法

車両運搬具：定額法

(3)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式による。

2.基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残額は次のとおりである。 (単位：円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	0	5,000,000	0	5,000,000
合計	0	5,000,000	0	5,000,000

3.基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。 (単位：円)

科目	当期末残高	うち指定正味財産からの充当額	うち一般正味財産からの充当額	うち負債に対応する額
基本財産				
定期預金	5,000,000	5,000,000	0	0
合計	5,000,000	5,000,000	0	0

4.担保に供している資産

該当事項なし

5.保証債務等の偶発債務

該当事項なし

6.補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

(単位：円)

交付者	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
羽曳野市	0	31,058,890	31,058,890	0

附属明細書

1.基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載しているため省略。

2.引当金の明細

該当事項なし

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金	手元保管	3月31日売上	8,972
	釣銭現金			
	1F	はびきのビジターセンター	釣銭として	30,000
	2F	法人事務所	釣銭として	30,000
			現金小計	68,972
	預金	普通預金		
		りそな銀行羽曳野支店	運転資金及び事業資金	7,212,259
			現預金合計	7,281,231
	未収金			
	受託業務事業収入	3/19イベント実施業務未収金	事業資金	1,978,397
商品	物販商品	事業資金	148,580	
貯蔵品	法人パンフレット	事業資金	258,500	
流動資産合計				9,666,708
(固定資産)				
基本財産	定期預金	りそな銀行羽曳野支店	設立時拠出財産	5,000,000
			基本財産合計	5,000,000
その他固定資産	構築物	法人事務所	看板	492,323
	車両	社用車		1,379,734
	建物附属設備	法人事務所	空調設備等	7,099,975
	ソフトウェア	法人事務所	法人HP、会計システム	3,900,165
			その他固定資産合計	12,872,197
固定資産合計				17,872,197
資産合計				27,538,905
(流動負債)				
	未払金			
	給与手当	3月分スタッフ職員	運転資金	191,784
	旅費交通費	2月・3月分	運転資金	19,980
	観光施設等管理事業	管理費に対する未払金	運転資金	104,784
	特産品等販売事業	事業費に対する未払金	事業資金	336,292
	観光施設等管理事業	事業費に対する未払金	事業資金	4,841
	財団法人運営補助事業	管理費に対する未払金	運転資金	451,371
	観光情報発信事業	事業費に対する未払金	事業資金	259,105
	受託業務事業	事業費に対する未払金	事業資金	458,454
	車両購入費	車両取得に係る未払金	運転資金	1,409,090
	ソフトウェア購入費	ソフトウェア取得に係る未払金	運転資金	3,531,000
	羽曳野市補助金	精算返納金		217,110
			未払金小計	6,983,811
	預り金			
	源泉所得税等預り金	法定控除預り金	運転資金	65,700
	その他預り金	委託販売預り金	事業資金	72,510
		預り金小計	138,210	
流動負債合計				7,122,021
負債合計				7,122,021
正味財産				20,416,884

令和5年5月9日

監事監査報告書

令和4年度(第1期)の事業報告書、計算関係書類及びこれらに関する附属明細書並びに理事の職務の執行の監査について、次のとおり報告する。

1. 監査の方法及びその内容

理事会に出席し、会計帳簿及び会計書類を閲覧し、当法人の理事から職務の執行状況等について定期的に報告を受け、疑義が生じた内容に関して説明を求めました。

2. 監査の結果

事業報告書及びその附属明細書に関しては、法令及び定款に従い当法人の状況を正しく記載していました。

計算関係書類及びその附属明細書については、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に記載していました。

理事の職務の遂行に関しては、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。

適正な法人業務体制を確保するために必要な体制整備等に係る理事会の決議内容については、妥当な決議であり当該体制の運用状況について指摘する事項はありません。

以上

一般財団法人 大阪はびきの観光局

監事 谷口 哲也

